

2015. 10
通巻 第132号

えひめ 社労士会だより

Certified Social Insurance Labor Consultant



小田深山溪谷

contents

- マイナンバー研修会 1
- 平成 27 年度社会保険労務士研修会 3
- 理事会だより 4
- That's 学 9
- フレッシュ会員広場 11
- 新入会員紹介 15
- 社会保険労務士倫理綱領 17



愛媛県社会保険労務士会

マイナンバー研修に参加して

中予支部 吉岡 茉穂



平成 27 年 9 月 18 日、東京第一ホテル松山にて、マイナンバー研修会が開催されました。

今回の研修会では、社会保険労務士法人大野事務所の大野先生から、社労士事務所のマイナンバー対策、最新情報について詳しく解説していただきました。

平成 25 年 5 月 24 日に成立し、同日 31 日に公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、いよいよ今年の 10 月からマイナンバーの通知が始まります。私たち社会保険労務士が作成を行う書類でも番号を取り扱う為、番号の適切な管理、運用、セキュリティ体制作りが必要となります。

研修の中で、特定個人情報等を取り扱う区域の考え方を解説していただきましたが、例の中に大野事務所のレイアウト図があり、具体的にどう対応されているのかがよく分かりました。現在でも情報漏洩の事件、事故のニュースは絶えません、他人事ではなく、自分（自社）が起こしてしまう可能性があることを認識し対応していきたいと思いました。



マイナンバー研修会に参加して

南予支部 小 森 美 紀



9月18日に東京第一ホテル松山においてマイナンバー研修会が行われました。全国社会保険労務士会連合会参与の大野実先生が講師となり、企業とマイナンバー、社労士事務所のマイナンバー対応、社労士事務所の安全管理措置について具体的な事例を交えながらお話ししていただきました。マイナンバー制度の運用開始が迫っていることもあって、参加者多数でほぼ満席でした。顧客からのマイナンバーの提供、社労士事務所でのマイナンバーの取扱、管理等について、どのように取り組むべきか不安に思っていましたので、興味深く研修を受講しました。

企業におけるマイナンバーの取扱については、まずどのような場面でマイナンバーが必要になるかの洗い出しを実施し、それに対して取扱の基本方針、規定の整備が必要であり、それに伴い、就業規則の改定、安全管理措置の検討、委託先との契約書の見直しが必要とご説明がありました。社労士事務所も企業と同様に、マイナンバーを取り扱うにあたって基本方針、取扱規定の整備をし、顧問契約の見直し、セキュリティ対策が必要であり、情報の安全管理対策として、顧問先と同等あるいはそれ以上のセキュリティ対策が求められるとのことで、私たち社労士も高い危機管理意識が必要とされていると感じました。事務所内での特定個人情報を管理する管理区域、特定個人情報を取り扱う事務を実施する取扱区域、来客対応等の共有スペースの考え方を具体的に図示していただき、今後事務所内にどのように配置するか考えさせられました。

全国社会保険労務士会連合会の取り組みとしては、「社労士のためのマイナンバー対応ハンドブック」がホームページで公開されており、9月中には新SRP認証制度が公開予定であるとの情報提供がありました。顧客との業務の継続、拡大のためには顧客から信頼されることが必要であり、社労士事務所の信用の証として、この制度を利用することもひとつの手段であると感じました。

マイナンバー導入にあたっては、社労士だけでなく顧客もどのように対応すべきか困惑していることと思います。就業規則の改定等、適切なアドバイスを行うことで顧客に寄り添い、信頼関係を築いていくために今回の研修で得たものを今後の業務に生かしていきたいと思っています。

平成27年度 中国・四国地域協議会 社会保険労務士研修会に参加して

中予支部 白石 かおり

平成27年9月4日・5日と中国・四国地域協議会社会保険労務士研修会が松山大学において開催されました。その名の通り県内からだけではなく、他県からの参加者も非常に多く熱気に溢れた研修会だという印象を受けました。

研修内容としては個別労働紛争・経営学・民法・刑法・憲法など非常に盛りだくさんで、解ったつもりになっていたところをきちんと説明していただいたことにより自分の中での交通整理がついた部分も多くありました。

私がつとりわけ関心を寄せたのは、講義中でも一番時間が割かれた民法でした。民法は生きていく上でも非常に重要ですが、我々社会保険労務士の業務上でも非常に身近であり労働紛争とは切っても切れない重要なもので、民事の判例理解が進むほどに就業規則の仕上りの精度が上がっていくと感じています。また現在席を置いている松山労働基準監督署での労働相談員としての業務を通じ、民法の懐の深さを日々痛感しています。監督署ですので有給休暇・時間外など基準法にかかる問題も当然ながら多くを占めるのですが、それ以上に労使双方それ以外の民事問題でトラブルを抱えており、「就業規則がきちんと整備されていたらこんなことになってないのに。」「こんな風に記載をすれば労働者に付け込まれないのに。」と感じる場面にもよく出くわします。

今回の研修会での民法は、松山大学法学部銭偉栄先生にご講義いただきました。内容については労基法26条と民法536条2項との関係と、労働契約法5条の安全配慮義務・民法709条の不法行為と民法715条使用者責任などの二つを主に取り上げていらっしゃいました。先生のご講義の中で印象的だったのは「安全配慮義務はドラえもんの4次元ポケットのようなもので…」とのお言葉でした。昨今、パワハラなどの社会問題がマスコミなどに取り上げられ多額の損害賠償を求められるケースも多くなりながら、法整備が追いついていない向きもあります。しかし広い範囲でこの「安全配慮義務」がそれを受け止めているという趣旨なのかなと理解しました。リーディング・ケースとして国家公務員の災害補償を例に挙げていただき、不法行為・安全配慮義務の違いについて解説していただきましたが「そうだったのか。」という気づきも多くあり意義深い時間となりました。

人が集まる場所にトラブルありと言いますが、労働紛争と企業とは切っても切れない悩みの種だと思っています。いつの日か胸を張って「あなたの役に立てます」と言える社労士になれるよう精進していきたいと改めて感じました。

理事会だより**〔理事会〕**

※平成27年8月21日(金) 県会事務局会議室において、第226回理事会を開催した。

- 1 会員の処分について
- 2 9/4、9/5松山大学での研修の役割分担について
- 3 各委員会・支部報告

〔常任理事会〕

※平成27年8月5日(水) 県会事務局会議室において、第78回常任理事会を開催した。

- 1 今後の運営について

委員会だより**〔総務委員会〕**

※平成27年7月14日(火) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 今後の運営方法について
- 2 会報の編集

※平成27年9月18日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 会報について

※県会事務局会議室において、リック小委員会を開催した。

※平成27年7月14日(火)
※平成27年9月10日(木)

- 1 リック原稿事前打ち合わせ

〔財務委員会〕

※平成27年8月19日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成27年度予算執行状況について

〔事業委員会〕

※平成27年7月14日(火) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成27年度社会保険労務士試験実施要員の選出
- 2 平成27年度年金マスター研修について
- 3 平成27年度「年金の日」に係る行事の開催について
- 4 「みんなの生活展2015」の相談担当者の選出
- 5 平成27年度社労士月間無料相談会の相談員選出
- 6 職業訓練指導員講習の講師の選出

〔業務監察・広報委員会〕

※平成27年7月23日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 前回議事録の確認
- 2 平成27年度事業予定
- 3 平成27年度社労士月間(10月)の活動計画

※平成27年8月20日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 前回議事録の確認
- 2 平成27年度社労士月間(10月)の活動について
 - ①広報活動
 - ②関係機関配付資料

支部だより**〔東予支部〕**

※平成27年8月13日(木) 東予支部役員会を開催した。

場 所 西条国際ホテル
内 容

- 1 平成27年度事業について
- 2 労働関係研修会について
- 3 厚生事業について

〔中予支部〕

※平成27年7月28日(火) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室
内 容

- 1 支部役員会及び幹事の役割について
- 2 5月開催の支部研修の振り返り
- 3 10月開催支部会・支部研修会について
- 4 厚生事業について
- 5 今後の運営及び活動方針について
- 6 各委員会からの報告

※平成27年8月24日(月) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室
内 容

- 1 中予支部研修会について
- 2 支部厚生事業について
- 3 各委員会からの報告

〔南予支部〕

※平成27年8月26日(水) 南予支部役員会を開催した。

場 所 花庄八(八幡浜)
内 容

- 1 平成27年度事業について
- 2 労働関係研修会について
- 3 厚生事業について

中国・四国地域協議会の動き

※平成27年8月7日(金)

中国・四国地域協議会会長会(高知県開催)

※平成27年9月4日(金)・5日(土)

中国・四国地域協議会社会保険労務士研修会(愛媛県開催)

第226回理事会決定事項のお知らせ

『研修会参加負担金の口座引き落としについて』

第226回理事会において、参加負担金を徴収する研修会等につきまして、会費の口座振替時に合わせて引き落としさせていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、キャンセルについては、研修開催日の前々日の17時まで受け付けいたします。それ以降のキャンセルについては、参加費のご負担を願いますのでご了承ください。

(口座振替日について)

4月12日・7月12日・10月12日・1月12日

(振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日)

※口座振替制度をご利用されていない場合は、請求書をお送りいたしますので、指定の口座にお振込みください。この機会に、便利な口座振替制度をご利用いただきますようお願いいたします。申込書の送付を希望される場合は、事務局までご連絡ください。

告 示

(氏名) 三好 研治 (会員番号) 38444

愛媛県社会保険労務士会会則第45条及び第47条第1項第2号に基づき平成27年8月21日から3か月、会員権を停止する

(処分の理由)

社会保険労務士法第25条の2(不正行為の指示等を行った場合の懲戒)の規定に違反したため。

(停止する会員権の内容)

本会会則第47条第2項に定めるもの

平成27年8月21日

愛媛県社会保険労務士会 会長 横本 恭弘

ストレスチェック制度について

愛媛労働局労働基準部健康安全課

昨年6月25日に公布された改正労働安全衛生法により本年12月1日から常時使用する労働者が50人以上の事業場においては、年に1回ストレスチェックの実施が義務となります。この制度の目的は、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止のための一次予防を主としており、労働者自身に対しストレスの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるもので、労働者に対して、医師、保健師等によるストレスチェックを実施することが事業者の義務となり、検査の結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。

また、検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となり、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。

さらに、面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となるものです。

次に、このストレスチェック制度について、具体的に説明します。

① ストレスチェックとは

ストレスチェックとは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。

② ストレスチェックの目的

自分のストレスを知ること、ストレスをためすぎないように対処する、ストレスが高い場合は医師の面接を受けて助言をもらう、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらう、職場の改善につなげるなどを目的としており、メンタルヘルス不調の未然防止のための一次予防を主とした仕組みです。

③ 事業者の対応

ストレスチェック制度の導入前の準備は最も重要です。本年12月1日から来年の11月30日までの間に、1回目のストレスチェックを実施する必要がありますが、事業場として「メンタルヘルス不調の未然防止のためのストレスチェック制度を実施する」旨の方針を示し、職場の衛生委員会でストレスチェック制度の実施方法などの話し合いを行い社内ルールを作って、決まったことを明文化し、すべての労働者にその内容を知らせることが重要です。

実施に当たっては、計画や進捗状況を把握・管理する制度全体の担当者、ストレスチェックを実施する医師、保健師、厚生労働大臣の定める研修を受けた看護師、精神保健福祉士から選ぶ実施者（外部委託も可能）、実施者の補助で、質問票の回収、データ入力、結果送付などの個人情報を取り扱う業務を担当する実施事務従事者、面接指導を担当する医師が必要です。

いよいよストレスチェックの実施ですが、質問票に記入してもらいます。質問票は、①ストレスの原因に関する質問項目、②ストレスによる心身の自覚症状に関する質問項目、③労働者に対する周囲のサポートに関する質問項目が含まれていれば特に指定はありませんが、国では57項目の質問票を推奨しています。

記入後は実施者が質問票をもとにストレスの程度を評価し、高ストレスで医師の面接指導が必要な者を選びます。

ストレスチェックの結果は、実施者から直接本人に通知することとなり、結果は事業場には返らず結果を入手するためには、本人への結果の通知後に本人の同意が必要です。結果は実施者またはその補助をする実施事務従事者が保存することとなります。

面接指導の実施に当たっては、「医師による面接指導が必要」とされた労働者からの申出があった場合は、医師による面接指導を実施し、実施した医師から就業上の措置の必要性の有無とその内容について意見を聞き、それを踏まえて労働時間の短縮など必要な措置を実施することとなります。

また、努力義務ですが、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析してその結果をもらい、職場環境の改善につなげることとなります。

④ 留意点

このストレスチェック制度は、労働者の個人情報が適切に保護され、不正な目的で利用されないようにすることで、労働者も安心して受けることができ、適切な対応や改善につなげられる仕組みですので、情報の取扱いに留意するとともに、不利益な取扱いを防ぐことが重要です。

プライバシーの保護では、事業者がストレスチェックに関する秘密を不正に入手するようなことがあってはなりません。ストレスチェックの実施者や実施事務従事者には、法律で守秘義務が課されています。

不利益取扱いの防止では、事業者は労働者が医師による面接指導を受けたいとの申出を行ったとき、ストレスチェックを受けないこと、ストレスチェックの結果の事業者への提供に同意しないとき、医師による面接指導の申出を行わないときなど不利益な取扱は禁止されており、面接指

導の結果を理由として、解雇、雇い止め、退職推奨、不当な動機・目的による配置転換・職位の変更を行うことも禁止されています。

以上、具体的な説明をさせていただきましたが、この他に、厚生労働省のホームページの「職場におけるメンタルヘルス対策等」のコーナーにマニュアル、Q&Aや資料等を掲載されておりますのでご活用いただき、労働者の健康確保対策の一層の推進が図られますよう御協力をお願い申し上げます。

最低賃金改正のお知らせ

- 愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、10月3日から施行することとしました。
- この決定により、10月3日以降分として労働者に支払う賃金は、**1時間 696円**以上としなければなりません。
- 次の点についてご留意ください。
 - ・愛媛県内に派遣されて働く派遣労働者についても適用されます。
 - ・最低賃金以上の賃金を支払わない場合は、50万円以上の罰金に処せられることがあります。

詳細等のお問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室 (電話 089-935-5205 FAX 935-5247)

又は、最寄りの労働基準監督署

松山労働基準監督署 (電話 089-917-5250 FAX 917-5230)

新居浜労働基準監督署 (電話 0897-37-0151 FAX 37-3655)

今治労働基準監督署 (電話 0898-32-4560 FAX 31-3362)

八幡浜労働基準監督署 (電話 0894-22-1750 FAX 22-1899)

宇和島労働基準監督署 (電話 0895-22-4655 FAX 24-3389)



「あの羊、今いづこ？」

東予支部 佐伯 広 政

友人の贈ってきた某女流中国研究家の本を

何気に読んでみると、『論語』について興味深いことが書いてあった。

日本人はそれの三割程度を摘み食いし、すっかり読んだ気になって道德の規範をつくった。これは鎌倉時代の武士に始まり江戸時代には庶民にまで浸透したのである。一方日本人が取り合わなかった残余の七割は、その内容のドライさ故に馴染まなかったのだと言って例示する一挿話が私の好奇心を刺激した。

「もし父親が泥棒だとしたら息子はどうすべきか。孔子は父親を守るのが正しく官憲に訴えるのは間違いだと言う。泥棒と知った息子はその父を匿うべきだ。」

彼女は、家族の為国の為につく嘘は許されるとしたら、正義は何処に収まるのか、と問う。

私は数多あるドライな章節の中からよくぞこの見覚えのある内容を選んでくれたと心の奥深くで快哉し、本棚から『論語』を探し出すと、何とか原文と覚しき個所を見つけだした。

「葉公、孔子に語りて曰く、吾が党に直躬なる者あり。其の父羊を攘みて、子これを証す。孔子の曰く、吾が党の直き者は是に異なり。父は子の為に隠し、子は父の為に隠す。

直きこと其の中に在り。」（論語子路篇）この一節には様々な解釈を産み出す土壤がある。葉公の語る直躬に理智の匂をかいで法治主義を連想し、孔子に情念の香りをかいで人治主義を想像するのもその一つであろう。

「羊」はその当時「美」、「善」、「義」を構成する基本的要素であった。「羊」がいなくなるとは、善は善でなく、美は美でなく、義は義でなくなるということであった。

羊が攘まれることによって、正義も美も善も一瞬にして消失してしまった。

かくて、私たちは、孔子先生とともに羊を求めての涯しのない旅を続けざるをえなくなったのである。孔子先生は彼女が言うように正義を決して否定した訳ではないのだ。

このような解釈を許すのもまた『論語』のすばらしさなのである。



法律というものは

東予支部 鳥井哲也

私たち社労士が業務を行うにあたり、労働基準法をはじめ関係法令に接することは当然にあるわけですが、ふと、法律とはそもそもなんだろうと思うことがありました。

ということで少しでも法律を知る一助になればと思い、20世紀を代表するイギリスの法哲学者H. L. A. ハート著の「法の概念」という本を読んでみました。ただ、法律学者でもなく立法に関わる者でもない浅学な私では、中身を深く理解するところまではできませんでしたが、なんとかざっくりと以下のようなことが書かれているところは理解できました。それによると、

「法秩序」として顕著な特徴とは、

(1) 刑罰をもって特定の行動を禁止したり命じたりするルール、(2) 特定の仕方で損害を加えた者に対し被害者に賠償するよう要求するルール、(3) 遺言、契約その他の権利を与え、義務を創設する取り決めをする際、何をなすべきかを定めるルール、(4) 何がルールであるか、どのような場合ルールへの違背がなされたかを確定し、刑罰と賠償を定める裁判所、(5) 新たなルールを設定し、古いルールを廃止する議会

と要約することは疑う余地のないところであること。

「法」そのものの性質ないし本質とは何かという問いに対する議論は、

(1) 威嚇に支えられた命令としての法、(2) 道徳的義務としての法、(3) ルールとしての法の三つが繰り返される論点であるということ。

ところで、日本においては20世紀よりもはるか昔、6世紀に聖徳太子の作った十七条憲法という日本最古の法律があります。その憲法の第一条は「以和爲貴。～」(和をもって貴しと爲す) という一文から始まります。上記の論点から言えば、道徳的義務としての性質を強くもつと論じられるところでしょうか。第一条の始まりにあるこの一文を読むと、聖徳太子が日本人に持ってほしい一番大切な道徳的義務が何だったのか、その想いに触れたような気がします。

本を読んでみて、法秩序の特徴の要約はわかりやすく勉強になりました。法律の性質や本質について考えをめぐらすことは、法律を理解したり運用したりする何かの助けや、国の政治、為政者の想いを理解する助けになるところはあると思います。この本を読んで少しだけ法律の見方、感じ方が広がったような気がしました。気がしただけかもしれませんが(汗)。

フレッシュ会員広場

中予支部 友澤 俊彦



中予支部の友澤俊彦です。

社会保険労務士事務所を開業して、2年が経ちました。主に、コンサルタント業務（人事・労務、情報管理等）と講師（公務員試験2次試験対策、研修）を生業としています。

仕事に関する話はここまでで、私の一番得意な分野についてお話ししたいと思います。

それは、紳士靴です。（婦人靴に関しては、素人。スニーカーに関しては知識に、偏りがあり）今回は、代表的な3種類の紳士靴について書きます。

※製法のことを書くと長くなるので省略しています。

1. 黒のストレートチップ（キャップトゥ）

キャップトゥの語源は、キャップをかぶせたという意味。

ビジネスからフォーマルまでオールマイティー。（カジュアルには不向き）

1足は揃えておいてください。



写真の靴は、8年目。

生産国：イギリス

製法：ハンドソーン製法（手作業）

ラスト（木型）：349

※イギリスの靴はラストが番号のものが多く。

素材：カーフ（生後6ヶ月以内の子牛の皮をなめしたもの）

2. 黒のセミブローグ

ブローグとは、装飾のことで、革の切り替え部分などにあしらわれる線状の細く小さな穴飾りのことです。ストレートチップよりもカジュアル。スーツに合わせても○です。（フォーマルには不向き）



写真の靴は、7年目

※メダリオン（爪先等にあしらわれる花模様の穴飾り）が写ってなくて残念。

生産国：イギリス製

※閑散期に作ったので、上の靴の1/3以下の値段

製法：グッドイヤー製法

ラスト（木型）：不明

素材：カーフ（生後6ヶ月以内の子牛の皮をなめしたもの）

3. ローファー

最後は、カジュアルな紳士靴代表。

ローファーの意味は、「靴ひもを結ぶ必要がないため、怠け者という意味」

スーツに合わせている人がいますが、原則×です。



写真の靴は、24年目

生産国：アメリカ

製法は、ハンドソーン製法（手作業）。

素材：コードバン（馬の臀部）

ラスト（木型）：バンラスト

※買った当時（1992年）と比べ、価格が高騰し、現在は6割増の値段です。

モンクストラップ、チャッカブーツ、プレーントウ、Uチップ等他にも種類が多々ありますが、紙面の都合で省略します。またの機会があれば、ご紹介します!!

最後に、靴は、1日履いたら2日は休ませてください。シューキーパー（シューツリー）をいれ、ちゃんとメンテナンスをすれば、靴と長い付き合いになります。（お客様と一緒にです。）

フレッシュ会員広場

南予支部 山中千鶴



「会員登録してまだ二年しか経っていなかったんだ・・・？」

今回、この原稿の依頼を頂いた時、正直もっと時間が経過しているような錯覚を覚えました。家に帰り証票を再度確認しました。そう感じるのは、結構充実し楽しいのだと思います。

そうあの時、南予支部会の研修会のドアを開けた時から始まりました。緊張と不安でいっぱいでしたが、ドアの前には支部長がいらっしゃり「山中さん、どうぞ」と声をかけていただきすんなり入れたことを覚えています。隣の席の先生に、「初めてで何もわかりません。」とお話すると「誰でも最初はそうですよ。そのうち来て座っていたらわかるようになりますよ。」と言われ安心したものです。

新人研修会 既に活躍していらっしゃる先生方からの就業規則、年金、労働保険料、離職票等 あらゆる分野からの実践的な研修内容でした。その時にはわかりませんでした。研修委員の方々が、事前の準備にお忙しい中多くの時間を費やされ研修会が行われておりお礼申し上げたいと思います。

八幡浜社労士塾、二ヶ月に一回開催されタイムリーなテーマ等取り上げられ、勉強させて頂いてます。ベテラン先生方のお話で進行していきますが、テーマのレベルが高く難しく感じる時も多々ありますが、たいへん勉強になり、あっというまに1時間は過ぎていきます。できる限り参加し精進していこうと思っています。

最近、南予支部会に女性の会員が増えうれしく思います。

会員登録はしましたが、予想通り厳しいのが現実です。そういう中、社労士会だよりの諸先輩方の開業当初の貴重な経験談、苦労話等読ませていただきパワーにさせていただいております

社労士の専門的な知識は、ネット等利用すれば簡単に得ることもできますが、ネットでは得ることのできない実際にお会いした、あるいはよく広報でお名前をお見かけする先生方の体験談は、何かほのほのとし心温まり希望を感じさせていただいております。今後ともよろしくお願い致します。

労務管理研究会

中予支部 長 生 要 人



労務管理研究会についてご紹介させていただきます。

当研究会は、県会社労士会館3階会議室において毎月1回、基本的には第3土曜日に13時~15時の時間帯において開催されます。

当研究会の特徴は、外部の講師を招いて行うのではなく、研究図書（新労働法実務相談）に掲載されている労務管理をめぐる諸問題を、各担当者が研究・発表し、会員の方々と意見を交わすことにより研究を深めていくと

いう形で行っています。法令・通達・判例等をどのように実務に当てはめていくかが大きな研究テーマとなりますが、法令・判例等を研究しただけでは適切に対応できない問題なども多数あるため、そのような場合には先輩方の経験談をお聞かせいただいたりして、より実務に役立てていこうというものです。

なお、研修内容は労働問題に限られず労務管理全般にわたっており、9月の研修会においては、マイナンバー制度導入による取扱い・共済年金の一元化等のタイムリーな話題について意見交換するなど、大変有意義な内容となっています。

当研究会は各会員の知識・能力を相互に高めていくことを目的としていますが、実際には先輩方からアドバイスをさせていただくことばかりなので、私個人の能力を高め少しでも貢献できるよう努力しなければと感じています。

「労働者はもちろん、その人の家族も守ること、それが労働保険の目的です。一人でも雇ったら、入ろう。労働保険。」

11月は、労働保険適用促進強化期間

社員、従業員、アルバイトなどを1人でも雇っている事業主は、すぐに労働保険（労災・雇用）の加入手続きをしてください。

労働保険についてのご相談・お問い合わせは

愛媛労働局労働保険徴収室 TEL 089（935）5202

又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークにおたずねください。

新居浜社会保険労務士会研修旅行

東予支部 加藤 裕江

今年の研修旅行は、9月26、27日の日程で熊本・高千穂方面を旅行しました。参加者は男性13名・女性4名計17名。私も今回初めて参加させて頂きました。

早朝7時に新居浜を出発したバスは、佐賀関経由で一路九州を目指しました。心配した天候も桜三里のトンネルを抜けると晴れ間が出て一安心。バスの中では、世代間を超え、仕事の相談や国会の話等、会話が弾み、和やかな雰囲気での旅行が始まりました。

1日目、まず、いいちこ日田蒸留所を見学。日田は山紫水明の地である事から、蒸留所が設けられたそうです。工場見学し焼酎の作り方を学んだ後、お楽しみの試飲、ここでしか購入出来ない限定品等をお土産に買いました。

バスは次の目的地（小国）鍋ヶ滝へ。鍋ヶ滝はお茶のCMで有名になり、観光客が急増中。滝の落水が水のカーテン状に見え、とても美しく、前から見ても後ろに回っても本当に圧巻でした。その後、バスは今夜の宿泊先阿蘇内牧温泉に到着。ホテルでは温泉に入る等自由時間を過ごした後、宴会が始まりました。夕食は九州名物の赤牛や馬刺等を頂き、宴もたけなわとなった所で、カラオケ大会が始まりました。それぞれが十八番を熱唱。普段とは全く異なった先生たちの姿に、驚きやら感心やらで、大いに盛り上がり、次回からの宴会部長が決定する等、楽しい時間を過ごしました。

2日目、ホテルを7時40分に出発し、熊本城へ。ボランティアガイドの説明を聞きながら熊本城を見学。熊本城は3年連続日本の城ランキング1位になっており、石垣の曲線美が印象的でした。

その後、バスは高千穂峡へ。昼食後徒歩で溪谷を見学しました。高千穂峡は柱状節理の懸崖となった溪谷で、上からの景観は絶景。次回是非この断崖をボートに乗って見学したいと思いました。

最後の見学地、天の岩戸神社に到着。この神社は、日本書記に書かれている天照大御神様のお隠れになられた天岩戸と呼ばれる洞窟をご神体として御祀りしており、天岩戸の舞台となった場所です。神々がお集まりになりご相談された天安河原も見学しました。神話の軌跡を辿りながら神々しい気分になりました。

帰りは、フェリーの中で夕食のお弁当を広げながら、来年の研修先や秋祭りの話で盛り上がりました。最後に会長さんからは、来年は記念すべき35周年、全員参加を目標にしたいとお話がありました。天気にも恵まれ良い研修旅行となりました。又、来年も楽しみです。



新 入 会 員 紹 介



【氏名】
菅 直 人
【支部】
中 予
【年齢・血液型】
38歳 B型
【開業／勤務／その他】
開業

- ① 社会保険労務士となった動機
既に税理士資格を取得し、税理士業務を行っております。社労士を取得する事により、顧問先に対してより付加価値の高いサービスを提供できると思いました。
- ② 自己紹介
生れも育ちも松山です。現在の趣味はマラソン大会出場であり、国内外含めて10回以上出走経験があります（タイムは気にしていません）。仕事を忘れて、愛車でドライブも大好きです。
- ③ 今後の抱負
小さくは既存顧問先の繁栄のため、大きくは税理士会と社労士会の橋わたしのため、微力を尽くしたいと思います。
- ④ 会への意見・要望
会員同士の親睦を深める機会を作って頂ければと思います（あるなら申し訳ありません）。多くの会員先生方と知り合い、知識を深めていきたいのが理由です。



【氏名】
鶴 家 澄 成
【支部】
中 予
【年齢・血液型】
59歳 B型
【開業／勤務／その他】
開業

- ① 社会保険労務士となった動機
定年が近くなるにつれ、これまでの経験を活かせる職業生活を長く送りたいと望む気持ちが強くなっていったところ、身近で先輩社労士の活躍されている姿に触れる機会があり、社労士業務に魅力を感じ資格取得を目指しました。
- ② 自己紹介
地元大学を卒業後、地元中堅食品メーカーの管理本部において35年間勤務をしました。やりがいを感じながら有意義な会社員時代を過ごせました。今は、3歳の孫に「ジイジ」と呼ばれることにも慣れ、孫と遊ぶのが楽しみです。
- ③ 今後の抱負
社会保険労務士としての誇りと自覚を持ち続け、自他ともに誇れる仕事をしたいと考えています。そのためには、充実した日々過ごすことを心掛け、一日も早く、頼られる社会保険労務士となるよう研鑽を怠らないつもりです。
- ④ 会への意見・要望
いろいろなアドバイスをいただいたり、研修等でお世話になり、ありがとうございます。新米社労士として悪戦苦闘しております。これからもご指導の程よろしく願っています。



【氏名】
越 智 伸 二
【支部】
中 予
【年齢・血液型】
53歳 A型
【開業／勤務／その他】
開業

- ① 社会保険労務士となった動機
サラリーマン時代の労組経験やライフプラン提案経験から社会保険労務士を身近に感じ資格取得出来ればもっとお客様の為になれると感じたから。
- ② 自己紹介
周りから辞めたらと言われるぐらい受験時代が長かったので諦めが悪いのか、粘りがあるのか評価は分かりますが良いほうに捉えて粘り強い性格と思っています。
余り出来なかった趣味を再開していきたいです。ちなみに趣味はゴルフとツーリングです。
- ③ 今後の抱負
一日も早く一人前の社会保険労務士になったと言われるよう日々努力をします。
- ④ 会への意見・要望
ご指導よろしくお願い致します。



【氏名】
中 藤 節 子
【支部】
中 予
【年齢・血液型】
61歳 AB型
【開業／勤務／その他】
開業

- ① 社会保険労務士となった動機
早期退職し生きがいをなくしていた時、すばらしい先生に出会い、勉強を始めました。勉強を重ねるほどに、その役割の重要性や必要性を強く感じ、私も力を尽くしたいと感じました。
- ② 自己紹介
前職とは全く違った仕事内容に不安を感じることもありますが、人と関わり、物事をよりよい方向へと進めていきたいという気概は持ち続けています。筋トレ、里山歩きに励み体力を保持しようとがんばっています。また、大の猫好きです。
- ③ 今後の抱負
全くのゼロからのスタートです。皆様のご指導をいただき、一日も早く信頼される社労士になりたいと思っております。
- ④ 会への意見・要望
こつこつと努力を続け成長していきたいと考えております。ご指導よろしく願っています。



【氏名】
 鷹村 聡
 【支部】
 中予
 【年齢・血液型】
 46歳 A型
 【開業/勤務/その他】
 開業

- ① 社会保険労務士となった動機
 数年前に体調を崩し、退職したことをきっかけに独立することができる資格を目指すことにしました。行政書士の資格取得後、社労士に興味をもち、資格取得を目指しました。
- ② 自己紹介
 趣味は読書です。特に国内外を問わず歴史に関する小説が好きです。何度も同じ本を読み返すため処分することができず、増え続けていくことに家族はあきれいています。
- ③ 今後の抱負
 社労士としての目標を持ち、努力していきたいと思います。
- ④ 会への意見・要望
 ご迷惑をお掛けすることもあると思いますが、御指導のほど、よろしくお願い致します。

第164回 社労士親睦コンペ

平成27年8月6日(休)

順位	氏名	支部	グロス	ハンディ	ネット
優勝	松岡洋次郎	東予	84	16	68
2位	大本 和彰	中予	84	8	76
3位	松浦 俊二	中予	90	14	76



※ 同ネットの場合 年齢順
 参加人数 12名

第165回 社労士親睦コンペ

平成27年9月15日(火)

順位	氏名	支部	グロス	ハンディ	ネット
優勝	大西 雅之	東予	99	31	68
2位	松浦 僚	中予	83	10	73
3位	松岡洋次郎	東予	86	11	75



※ 同ネットの場合 年齢順
 参加人数 10名

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共

CHU TAI KYO
小企業 退職金 共済制度

安全

国の制度だから安心
 新規加入や掛金を増額する場合、
 掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
 手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単
 納付状況や退職金試算額を
 事業主さんにお知らせします。

詳しくはホームページをご覧ください。 中退共

中退共
CHU-TAI-KYO

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
 TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならない。

お 知 ら せ

平成27年11月17日(火) 第1回必須研修会

平成28年1月23日(土) 安全管理研修会

2月4日(木) 倫理研修会

2月16日(火) 新人研修会

会員数一覧表

平成27年10月1日現在

〈個人会員〉		東予支部	中予支部	南予支部	合 計
開 業	75	163	24	262	
法 人 の 社 員	3	11	2	16	
勤 務	11	29	5	45	
そ の 他	1	22	2	25	
合 計	90	225	33	348	

〈法人会員数〉

区 分	東予支部	中予支部	南予支部	合 計
法 人 会 員	2	5	1	8
合 計	2	5	1	8

編 集 後 記

10月に入り最低賃金変更、マイナンバー通知開始などがあり、会員の皆さまは日々忙しく動いていることと思います。

私自身、何をしても無くバタバタして1日が過ぎていますが、忙しいと書いて心を亡くすと書きます。秋は空気も澄んで空も綺麗、夜は虫の声がして、月が綺麗です。

そしてスポーツ、読書、味覚の秋です。季節を多いに感じ、楽しみましょう。(A)

発行所 愛媛県社会保険労務士会
〒790-0813
愛媛県松山市萱町4丁目6番地3
電 話 (089) 907-4864
ファクシミリ (089) 923-1133
銀行口座 伊予銀行松山駅前支店
普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 横本 恭弘

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号
不二印刷株式会社